

第7編 雪害対策編抜粋

防 災 基 本 計 画

平成30年6月

中 央 防 災 会 議

第7編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり

○国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立，雪崩災害等の雪害に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。

1 雪害に強い国づくり

○第2編1章1節1項「災害に強い国づくり」

(1) 主要交通・通信機能の強化

○第2編1章1節1項(1)「主要交通・通信機能の強化」

(2) 雪害に強い国土の形成

○第2編1章1節1項(2)「災害に強い国土の形成」

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，雪害に強い国土の形成を図るため，除雪，防雪，凍雪害の防止に係る事業を総合的，計画的に推進するものとする。

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩による災害を防止するための雪崩防止林等の森林造成及び維持や雪崩防止施設の整備，及び雪崩，融雪等による水害・土砂災害を防止するための河川事業，ダム事業，砂防事業，治山事業，雪崩対策事業等を推進するものとする。

2 雪害に強いまちづくり

(1) 雪害に強いまちの形成

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても，道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため，地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，冬期における都市機能の確保を図るため，積雪・堆雪に配慮した道路整備，スノーシェッド，防護柵，消融雪施設等防雪施設の整備，並びに路盤改良，流雪溝の整備等を行うものとする。

○国〔国土交通省，総務省〕及び地方公共団体は，消流雪用水の確保，除・排雪機能の高い河川・溪流等の整備，積雪の排除のための機能を付した下水道整備等を進めるとともに，通信ケーブル・CATVケーブルの地中化など通信機能を確保しうるような施策を講じることにより，雪害に強いまちづくりを行うものとする。

○地方公共団体は，除排雪作業を効率よく実施するために，運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図るとともに，住民に対してその位置の周知を図るものとする。

○地方公共団体は，雪崩等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止

するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 除雪体制等の整備

- 豪雪等に対し、道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、国〔国土交通省〕、地方公共団体、高速道路事業者及び鉄道事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- 国〔国土交通省、内閣府、消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。
- 市町村は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- 市町村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

(3) 雪害に対する建築物の安全性の確保

- 第2編1章1節2項(2)「建築物の安全化」

(4) ライフライン施設等の機能の確保

- 第2編1章1節2項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」

(5) 災害応急対策等への備え

- 第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」

第2節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底

- 第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」

○集中的な大雪が予測される場合は，国民一人一人が非常時であることを理解して，降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等，主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

2 防災知識の普及，訓練

(1) 防災知識の普及

○第2編1章3節2項(1)「防災知識の普及」

○国〔消防庁，国土交通省〕及び市町村は，被害の防止，軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。市町村は，地域住民に対し，雪崩のおそれのない適切な避難路，避難先等について周知徹底させるものとする。

○地方公共団体は，雪崩危険箇所を特定し，標識の設置等により住民等への周知に努めるものとする。

○市町村は，雪降ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう，除雪作業の危険性と対応策を住民に示し，注意喚起に努めるものとする。国〔国土交通省，消防庁等〕及び都道府県は，事故防止対策について，様々な情報を収集し，市町村等に提供するものとする。

○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災マップ，地区別防災カルテ，災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。また，地域の実情に応じ，防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○雪道を運転する場合は，気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ，車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー，飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

○都道府県公安委員会や運送事業者等は，地域の実情に応じ，各種研修等を通じて，大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について，車両の運転者への周知に努めるものとする。

(2) 防災訓練の実施，指導

○第2編1章3節2項(2)「防災訓練の実施，指導」

(3) 防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮

○第2編1章3節2項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

3 国民の防災活動の環境整備

(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化

○第2編1章3節3項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」

(3) 企業防災の促進

○第2編1章3節3項(3)「企業防災の促進」

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第2編1章3節3項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

4 災害教訓の伝承

○第2編1章3節4項「災害教訓の伝承」

第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進

(1) 雪害及び雪害対策に関する研究の推進

○第2編1章4節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

○第2編1章4節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」

○国〔文部科学省，国土交通省，気象庁，農林水産省〕は，雪崩等による雪害の発生メカニズム，防除等に関する研究を推進するものとする。

(2) 予測，観測の充実・強化等

○国〔気象庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，降雪量，積雪量等の観測体制，施設の充実・強化等を図るものとする。

○国〔気象庁〕は，降雪量や積雪量などの気象予測技術の高度化を図るものとする。

(3) 社会学的研究等の推進

○研究分野としては，雪崩等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず，災害時の人間行動や情報伝達等の社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。

○雪崩等により被災した施設の管理者は，既往の被災事例等を参考に，被災原因の分析，資料収集等を行い，必要に応じ，国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は，この報告を受け，又は自ら被災原因の分析等を行い，必要に応じ，基準の改訂，責任の明確化等適切な措置を講ずる。

○国〔国土交通省〕は，冬期の道路交通を確保するため，ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。

(4) 防災対策研究の国際的な情報発信

○第2編1章4節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

○第2編1章6節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

1 災害発生直前対策関係

(1) 警報等の伝達

○国〔気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線（戸別受信機を含む。），全国瞬時警報システム（J－ALER T），Lアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

(2) 住民等の避難誘導體制

○第2編1章6節7項(1)「避難誘導」

○市町村は，積雪，融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進めるものとする。

○市町村は，雪崩災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国〔国土交通省，気象庁〕は，この基準が設定されるよう，指導及び必要な助言を行うものとする。

(3) 災害未然防止活動

○雪崩等に対し，迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう，国〔消防庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，必要に応じあらかじめ活動体制の整備，施設，設備等の整備，点検に努めるものとする。

○国〔気象庁〕は，発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。

○道路管理者は集中的な大雪等に備えて，他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して，地域特性や降雪の予測精度を考慮し，地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

○道路管理者は，過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ，立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し，予防的な通行規制区間を設定するものとする。

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

○第2編1章6節2項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

○国〔国土交通省，気象庁〕は，低気圧及び前線の活動等による降雪量，積雪量，気温等の気象状況を観測し，これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び積雪深計等施設，設備の充実を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩発生監視装置の設置に努めるものとする。

○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等雪害に関する情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り，関係行政機関はもとより，報道機関等を通じた住民等への提供体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。

(2) 情報の分析整理

○第2編1章6節2項(2)「情報の分析整理」

(3) 通信手段の確保

○第2編1章6節2項(3)「通信手段の確保」

(4) 職員の体制

○第2編1章6節2項(4)「職員の体制」

(5) 防災関係機関相互の連携体制

○第2編1章6節2項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○雪害の少ない地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても、考慮するものとする。

(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制

○第2編1章6節2項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

(7) 防災中枢機能等の確保、充実

○第2編1章6節2項(8)「防災中枢機能等の確保、充実」

3 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係

○第2編1章6節3項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

○国及び地方公共団体は、雪崩災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。

4 複合災害対策関係

○第2編1章6節4項「複合災害対策関係」

5 救助・救急及び医療活動関係

○第2編1章6節5項「救助・救急、医療及び消火活動関係」

(1) 救助・救急活動関係

○第2編1章6節5項(1)「救助・救急活動関係」

○第2編1章6節7項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(2) 医療活動関係

○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」

6 緊急輸送活動関係

○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」

○道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第2編1章6節7項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1) 指定避難所

○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」

(2) 避難行動要支援者名簿

○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」

(3) 応急仮設住宅等

○第2編1章6節7項(5)「応急仮設住宅等」

(4) 帰宅困難者対策

○第2編1章6節7項(6)「帰宅困難者対策」

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

○第2編1章6節7項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等の情報の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，要配慮者においても十分に伝達することができるよう報道機関，市町村等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。

8 物資の調達，供給活動関係

○第2編1章6節8項「物資の調達，供給活動関係」

9 海外等からの支援の受入れ活動関係

○第2編1章6節9項「海外等からの支援の受入活動関係」

10 防災関連機関等の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

○第2編1章6節10項(2)「地方における防災訓練の実施」

○道路管理者は，関係機関等と連携し，大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

○第2編1章6節10項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

11 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

○第2編1章6節11項(2)「各種データの整備保全」

(2) 罹災証明書の発行体制の整備

○第2編1章6節11項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」

(3) 復興事前準備の実施

○第2編1章6節11項(4)「復興事前準備の実施」

(4) 復興対策の研究

○第2編1章6節11項(5)「復興対策の研究」

第2章 災害応急対策

○第2編2章「災害応急対策」

○雪害による被害を軽減するためには、近年の気象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対策

○雪害については、気象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が極めて重要である。

1 雪害に関する警報等の伝達

○国〔気象庁〕は、気象、降雪等の現象により被害が発生する可能性がある場合には、現象の状況に応じて、その特別警報、警報又は注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を情報板、ビーコン等により、速やかに道路利用者等に伝達するものとする。

○道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

○消防庁は、気象庁から受信した警報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

2 住民等の避難誘導

○第2編2章1節2項「住民等の避難誘導」

○第2編2章6節1項「避難誘導の実施」

○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。

○住民への避難勧告等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
3 関係省庁災害警戒会議の開催

- 市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- 地方公共団体は、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- 市町村は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

3 関係省庁災害警戒会議の開催

- 第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催」

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 第2編2章2節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

- 第2編2章2節1項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

(2) 災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡

- 第2編2章2節1項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 第2編2章2節1項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

(4) 応急対策活動情報の連絡

- 第2編2章2節1項(5)「応急対策活動情報の連絡」

2 通信手段の確保

- 第2編2章2節2項「通信手段の確保」

3 地方公共団体の活動体制

- 第2編2章2節3項「地方公共団体の活動体制」

4 広域的な応援体制

- 第2編2章2節5項「広域的な応援体制」

5 国における活動体制

(1) 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制

- 第2編2章2節6項(1)「内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制」

(2) 関係省庁災害対策会議の開催等

- 第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」

(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

- 第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」

(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制

- 第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

- 第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」

(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」

(8) 自衛隊の災害派遣

○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」

第3節 除雪の実施、雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

1 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

○雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

○国〔気象庁〕は、応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

(1) 除雪の実施

○国〔国土交通省〕、公共機関〔高速道路事業者〕及び地方公共団体は、災害を防止するため、除雪を実施するものとする。

○市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

(2) 雪崩災害の発生、拡大防止

○国〔国土交通省、林野庁〕及び地方公共団体は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

○国〔国土交通省、林野庁〕及び地方公共団体は、雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

2 施設・設備等の応急復旧活動

○第2編2章3節2項「施設・設備等の応急復旧活動」

(1) 施設、設備の応急復旧活動

○第2編2章3節2項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

(2) ライフライン施設に関する非常本部等の関与

○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」

第4節 救助・救急及び医療活動

○第2編2章4節「救助・救急、医療及び消火活動」

1 救助・救急活動

(1) 住民及び自主防災組織の役割

○第2編2章4節1項(1)「住民及び自主防災組織の役割」

(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

○第2編2章4節1項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

(3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

(4) 資機材等の調達等

○第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

○第2編2章4節2項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第2編2章4節2項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣」

(3) 被災地域外での医療活動

○第2編2章4節2項(3)「被災地域外での医療活動」

(4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第2編2章4節2項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(5) 被災者の心のケア対策

○第2編2章4節2項(5)「被災者の心のケア対策」

3 航空機の運用調整等

○第2編2章4節4項「航空機の運用調整等」

4 惨事ストレス対策

○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○第2編2章5節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第2編2章5節1項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

○第2編2章5節1項(1)「輸送に当たっての配慮事項」

2 交通の確保

○第2編2章5節2項「交通の確保」

(1) 非常本部等による調整等

○第2編2章5節2項(1)「非常本部等による調整等」

(2) 道路交通規制等

○第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関への連絡、通行規制そ

の他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 道路啓開等

○第2編2章5節2項(3)「道路啓開等」

○国〔国土交通省〕は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、道路啓開、除雪の実施、応急復旧等を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、通行規制や復旧状況に関する情報を提供しつつ、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。

○国〔国土交通省〕は、通行規制や道路啓開に関し、被災地方公共団体等他の道路管理者と連携を図るとともに、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施するものとする。

○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ICT技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により道路啓開、除雪作業、応急復旧等の状況を、迅速に情報提供することとする。

○道路管理者は、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(4) 港湾及び漁港の応急復旧等

○第2編2章5節2項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」

(5) 空港等の応急復旧等

○第2編2章5節2項(7)「空港等の応急復旧等」

(6) 鉄道交通の確保

○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」

(7) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」

3 緊急輸送

○第2編2章5節3項「緊急輸送」

4 緊急輸送のための燃料の確保

○第2編2章5節4項「緊急輸送のための燃料の確保」

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○第2編2章6節「避難の受入れ及び情報提供活動」

1 避難誘導の実施

○第2編2章6節1項「避難誘導の実施」

○地方公共団体は、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の開設

○第2編2章6節3項(1)「指定避難所の開設」

(2) 指定避難所の運営管理等

○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」

3 応急仮設住宅等

(1) 被災都道府県(救助実施市)による応急仮設住宅の提供

○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県(救助実施市)による応急仮設住宅の提供」

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

○第2編2章6節4項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○第2編2章6節4項(3)「応急仮設住宅の運営管理」

4 広域一時滞在

○第2編2章6節5項「広域一時滞在」

5 要配慮者への配慮

○第2編2章6節6項「要配慮者への配慮」

6 帰宅困難者対策

○第2編2章6節7項「帰宅困難者対策」

7 被災者等への的確な情報伝達活動

○第2編2章6節8項「被災者等への的確な情報伝達活動」

(1) 被災者等への情報伝達活動

○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2) 国民への的確な情報の伝達

○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3) 住民等からの問合せに対する対応

○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4) 海外への情報発信

○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」

第7節 物資の調達, 供給活動

○第2編2章7節「物資の調達, 供給活動」

(1) 非常本部等による調整等

○第2編2章7節(1)「非常本部等による調整等」

(2) 地方公共団体による物資の調達, 供給

○第2編2章7節(2)「地方公共団体による物資の調達, 供給」

(3) 国による物資の調達, 供給

○第2編2章7節(3)「国による物資の調達, 供給」

(4) 運送事業者である公共機関の活動

- 第2編2章7節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

第8節 保健衛生, 遺体対策に関する活動

- 第2編2章8節「保健衛生, 防疫, 遺体対策に関する活動」

1 保健衛生

- 第2編2章8節1項「保健衛生」

2 遺体対策

- 第2編2章8節3項「遺体対策」

第9節 社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動

- 第2編2章9節「社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動」

1 社会秩序の維持

- 第2編2章9節1項「社会秩序の維持」

2 物価の安定, 物資の安定供給

- 第2編2章9節2項「物価の安定, 物資の安定供給」

3 複合災害発生時の体制

- 第2編2章9節3項「複合災害発生時の体制」

第10節 応急の教育に関する活動

- 第2編2章10節「応急の教育に関する活動」

第11節 自発的支援の受入れ

- 第2編2章11節「自発的支援の受入れ」

1 ボランティアの受入れ

- 第2編2章11節1項「ボランティアの受入れ」

2 国民等からの義援物資, 義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

- 第2編2章11節2項(1)「義援物資の受入れ」

(2) 義援金の受入れ

- 第2編2章11節2項(2)「義援金の受入れ」

3 海外等からの支援の受入れ

- 第2編2章11節3項「海外等からの支援の受入れ」

第3章 災害復旧・復興

- 第2編3章「災害復旧・復興」

第1節 迅速な原状復旧の進め方

- 第2編3章2節1項「被災施設の復旧等」

第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 第2編3章4節「被災者等の生活再建等の支援」

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
3 海外等からの支援の受入れ

○第2編3章3節2項「防災まちづくり」

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

○第2編3章5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」